令和5年度過疎地域インターン促進事業業務委託の公募に係る 説明書

令和5年9月26日に公告した標記事業委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、 必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

- 1 委託事業の概要
- (1) 委託業務名 今和5年度過疎地域インターン促進事業業務
- (2) 委託業務の目的

過疎地域の中小企業等に都市部の学生を長期インターンとして呼び込むことで、企業の新たなチャレンジや事業活動の活性化を促進するとともに、地域の人々との交流を通じ、将来の移住につながる関係人口の創出を図るものとする。

- (3) 委託事業の内容 契約書及び仕様書のとおり
- (4)委託期間 契約日から令和6年3月31日まで
- (5) 見 積 限 度 額 15,996,200 円 (消費税及び地方消費税 1,454,200 円を含む) 以内 ※なお,この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること (予定価格は別途定める)。
- 2 参加者の資格に関する事項 当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。
- (1) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年 法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- 3 企画提案書の提出手続き
- (1) 担当部局 茨城県政策企画部計画推進課 担当 髙田

〒310−8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029(301)2536

FAX 029 (301) 2539

E-mail iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 提出書類及び提出部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

ただし、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、⑤及び⑥の提出は不要。

なお、電子メールによって提出する場合には、提出書類を別ファイルとして提出することとし、持参 又は送付により提出する場合には、提出書類ごとに指定された部数を提出すること。

- ①企画提案提出書(様式第1号) 1部
- ②企画提案書 7部

企画提案書は、下記の内容を盛り込むこと。

ア 業務実施方針(業務のトータルコンセプト)

イ 業務内容

(ア) 受入企業の開拓

実践型インターンシップの取り組みを過疎地域の中小企業等に周知するとともに、 説明会や個別説明を行うなど、受入企業の開拓を図る。

(イ) インターンプログラムの作成

受入企業とヒアリングを行い、受入企業において日頃課題と考えながら、自社のリソースだけでは取り組むことができない課題をインターンの課題として設定し、参加インターン生及び経営者を含めた受入企業側が取り組むことにより、課題解決が図られるプログラムを作成する。

(ウ) マッチング支援

- ①都市部の大学生等に対して、インターンシップ募集サイトへの掲載やマッチングイベントの開催を通して、広くプロジェクト内容を紹介し、参加学生の募集を行う。
- ②インターンシップにエントリーした学生の選考面談に同席し、助言を行う。

(エ) 伴走支援

- ①インターンシップ開始時に、インターンプログラムの目的と目標の共有を図るため、受入企業と学生を対象としたオリエンテーション研修会を実施する。
- ②インターンプログラムの進捗確認と学生へのフィードバックのため、中間研修会 及び個別面談を実施する。

また、インターン期間中に、地域の人々や農産物等の魅力に触れる交流会などを実施する。

(オ) 成果報告会の開催

成果報告会を開催し、企業及び学生にもたらされたインターンシップの効果や、学生から見た地域の魅力や課題を紹介することで、地域全体へ好事例の共有波及を図る。

(カ) インターン終了後のアンケート実施

事業効果を検証するために、インターン終了後、参加インターン生及び受入企業側に アンケート調査を実施する。

(キ) その他

本業務の目的を達成するため、地域の実情や企業の情報に精通した地域コーディネーターを活用して実施する。

- ウ業務実施体制、作業工程
- エ 企画競争参加者の概要等
 - ・企画競争参加者の概要
 - ・過去の同種又は類似業務の実績
 - ・担当者名及び連絡先
- ③見積書(任意様式) 1部
- ④資格要件に係る申立書(様式第2号)1部
- ⑤登記事項証明書※(原本) 1部※法務局発行の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- ⑥過去2期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の写し
- (3)提出期限 令和5年10月3日(火)正午必着
- (4) 提出方法 電子メール、持参又は送付(送付記録が残るもの)による。
- (5) 提出 先 上記(1)の担当部局に同じ。

4 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により、提出された企画提案書の審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②独創性·説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④事業遂行体制	作業工程や執行体制等、事業を確実に執行できるものとなっているか。

5 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和5年9月29日(金)午後1時まで、担当部局にてメールにて受け付ける。

なお、質問に対する回答は、一括して令和5年10月2日(月)までに電子メールにより回答する。

6 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に 応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿 (政策企画部計画推進課扱い)

> 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

令和5年度過疎地域インターン促進事業業務を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな)	
氏 名	
担当部署	
電話番号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

資格要件に係る申立書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿 (政策企画部計画推進課扱い)

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

茨城県が実施する令和5年度過疎地域インターン促進事業業務委託の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 国税または地方税を滞納していない者であること。
- 2 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること
- 3 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項の規定に該当しない者及び 同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 5 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定 する者でないこと。
- 6 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。